

- ★提出する前に必ずチェックしてください。
- 申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
  - すべての工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。
  - 工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)  
・遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書(様式18)が必要です。提出は済んでいますか。
  - 実績報告書の提出は、工事完了日またはすべての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)  
・遅れている場合 → 実績報告日遅延等報告書(様式19)の提出が必要です。提出は済んでいますか。
  - 交付決定時の内容から変更は発生していますか。(手引きP118参照) (発生していない・発生している)  
・発生している場合 → 手引きP118 VIII-5の通り、変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。(提出した・提出していない)
  - 各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
  - 申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。
  - 手引きP4および12の提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を用確認)、封筒に赤字で「充電インフラ整備事業 平成26年度補正実績報告書在中」と明記していますか。

項目	提出書類の名称と内容	チェックポイント	チェック欄
1	<b>実績報告書(様式7-5「課金装置」用または「給電器」用)</b> ・2枚1組、両面印刷不可	センターのHPで申請する事業や区分に応じて該当する様式を選択・入力し、プリントアウトしましたか。  押印(法人の場合は社印)した原本ですか。	
2	<b>課金装置と給電器の支払いを証する書類</b> ①課金装置または給電器の購入価格が記載されている証憑 ②課金装置または給電器本体の支払証憑 ③課金装置または給電器の保証書または納品書等  ※手引きP107参照	①課金装置又は給電器の購入価格が記載されている証憑は、申請者宛に発行されており、発行業者の社印が押されていますか。  ①課金装置又は給電器の購入価格が記載されている証憑には、課金装置又は給電器本体の単価・基数・型式が記載されていますか。  ②充電器本体の支払証憑は、申請者宛に発行されていますか。  ③課金装置又は給電器の保証書あるいは納品書には、型式・シリアル番号・納品日が記載されていますか。	
3	<b>設置工事代金支払証憑</b>	手引きP108に記載のセンターが有効と認める証憑であるか確認しましたか。  宛名が申請者宛になっており、発行者の社印が押されていますか。	
4	<b>充電設備等設置工事完了報告書(様式9)</b> ※課金装置の場合	工事施工会社の社印を押印した原本ですか。  着工前・完了の写真が添付されていますか。  複数の工事施工会社がある場合、工事施工会社ごとに様式9を作成しましたか。	
	<b>給電器購入完了報告書(様式8)</b> ※給電器の場合	販売業者の社印を押印した原本ですか。  給電器の状況がわかる写真が添付されていますか。	
5	<b>工事実績申告書(様式10)</b> ※工事施工会社が複数ある場合は、「請求書」の情報を集約して、一枚の様式10に記載 ※課金装置の場合	「請求書」の金額と相違はありませんか。	
6	<b>工事施工会社提出の請求書(工事費)</b> ※課金装置の場合	宛名が申請者宛になっており、工事施工会社の社印が押されていますか。  内訳書は添付されていますか。 (複数ある場合、すべての請求書)	
7	<b>要部写真(様式5)</b> ※課金装置の場合	様式を用い、手引きP109・P112・P113にならって作成しましたか。 (白黒写真不可)	
8	<b>完成平面図</b> ※課金装置の場合	充電設備設置場所を真上より見た図であり、既設充電器、課金装置、付帯設備のレイアウトが示された、申請時に提出した平面図を再利用して作成しましたか。  名称は完成平面図とし、申請時から変更がある場合は変更内容が明記されていますか。	
9	<b>完成電気系統図</b> ※課金装置の場合	申請時の電気系統図(増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と充電器との専用配線を示すもの。既設充電器と課金装置との専用配線であることを示すもの)から変更がある場合は、変更内容を記載しましたか。	
10	<b>完成配線ルート図</b> ※右記必要事項が、完成平面図、または完成電気系統図に記載されている場合は兼用可 ※課金装置の場合	申請時の電気系統図(増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と充電器との専用配線を示すもの。既設充電器と課金装置との専用配線であることを示すもの)から変更がある場合は、変更内容を記載しましたか。	
11	<b>取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)</b>	記入例を確認し、誤記や記入漏れはありませんか。	
12	<b>リース契約に係る書類</b> ①賃貸借契約書(リース契約書)のコピー ②貸与料金の算定根拠明細書(様式12) ※ 軽リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要	①は、リース契約成立後の契約書であり、リースの契約期間、リース料金、充電設備等の型式および製造番号等が確認できますか。	
		②では、月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できますか。	
13	<b>メーカーおよび工事施工会社と資本関係がある場合に必要書類</b>	・利益等排除申立書(様式31) ・利益等排除後の見積書 ・算定根拠を証する書類(損益計算書など)を揃えましたか?	